

# 物 件 調 査 書

物件番号 23

所在地		北海道久遠郡せたな町瀬棚区南川165番2、166番2					
住居表示		同 所					
現況地目及び面積等		宅地	412.93 m <sup>2</sup>			工作物	—
						立木竹	—
登記簿	地番	165番2	166番2				
	地目	宅地	宅地				
	数量	266.99m <sup>2</sup>	145.94m <sup>2</sup>				
記載事項	地番						
	地目						
	数量						
接面道路の状況		東側 舗装国道 幅員約 22.0 m					
法令に基づく制限	建築基準法	都市計画区域外					
		用途地域	指定なし				
		地域・地区					
		建ぺい率	指定なし				
		容積率	指定なし				
		高度制限	指定なし				
	防火指定	指定なし					
その他	・景観法 ・文化財保護法						
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	無	負担の内容			
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	有	—		—	
	公営水道	接面道路配管	有				
	公共下水道	接面道路配管	有			有	
交通機関	バス	函館バス 『瀬棚開建前』 停留所まで徒歩4分					
公共施設	せたな町役場瀬棚総合支所		せたな町立瀬棚小学校		せたな町立瀬棚中学校		
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該物件において下水道を利用する際には、排水設備申請時に賦課決定される下水道受益者分担金（建物1棟につき90,000円）を支払う必要があります。詳細については、せたな町に照会願います。</li> <li>・当該物件は、埋蔵文化財包蔵地（南川2遺跡）に近接しているため、土木工事等を行う場合は、せたな町教育委員会に照会願います。</li> <li>・当該物件の接面道路に植樹帯、ゴミステーション及び電柱が設置されているため、現状において車両の進入は一部からしかできません。</li> <li>・当該物件の北側隣接地の車庫が越境して設置されています。</li> <li>・当該物件の北側隣接地から生垣及び樹木の枝が越境しています。</li> <li>・当該物件の南側隣接地の灯油タンクが越境して設置されています。</li> </ul>						

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

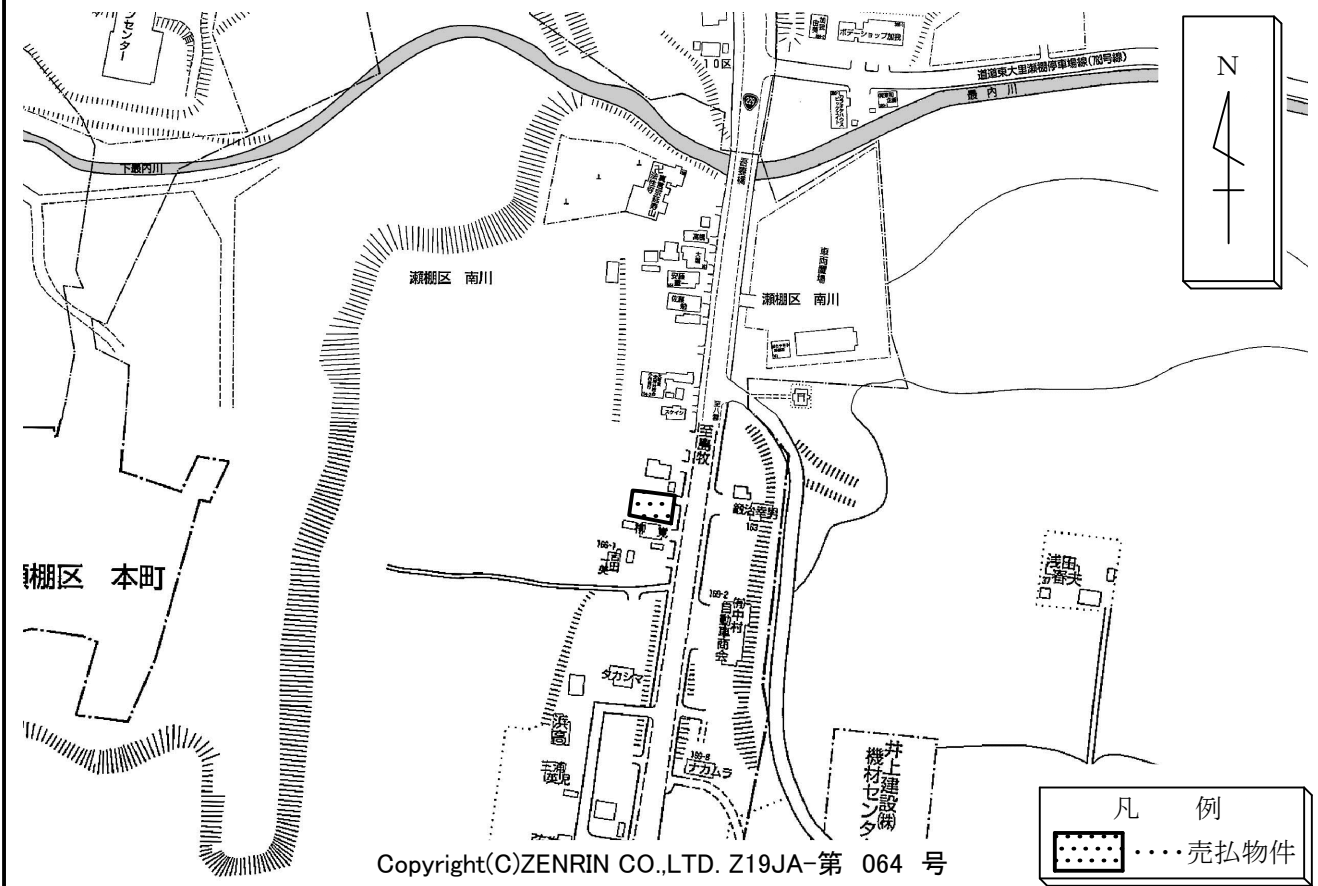
所在地

久遠郡せたな町瀬棚区南川165番2、  
166番2

物件番号

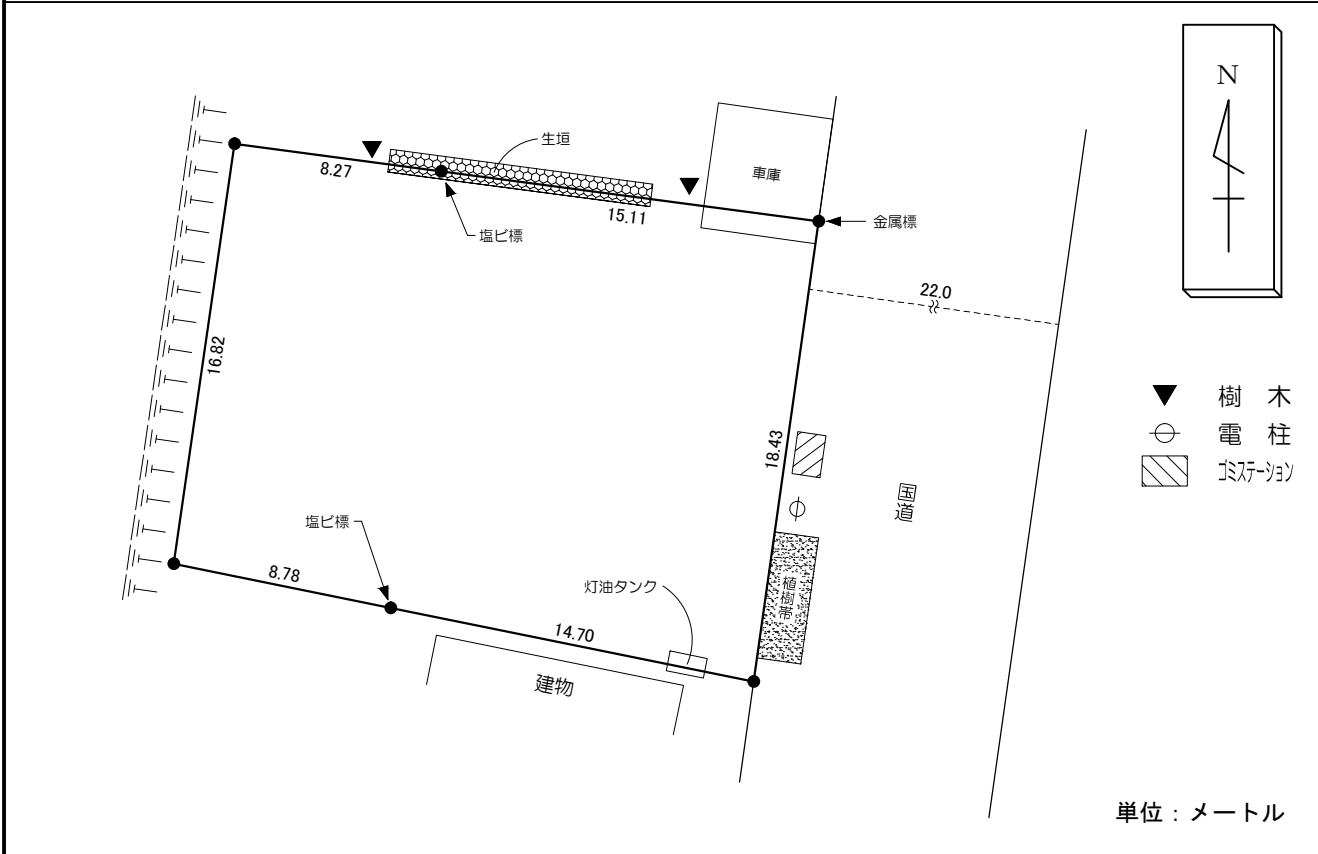
23

# 案内図



Copyright(C)ZENRIN CO.,LTD. Z19JA-第 064 号

# 概要図



単位：メートル

※物件は現状有姿の引渡しとなりますので、必ず現地の確認を行ってください。

物件番号	23
所在地	久遠郡せたな町瀬棚区南川165番2、166番2

